

○ 大学設置分科会審査運営内規

平成十八年四月二十五日
大学設置・学校法人審議会
大学設置分科会決定
最終改正令五・二・二十八

第一章 総則

(目的)

第一条 この内規は、大学の設置等の認可に係る審査の運営に關し必要な事項を定めるることにより、適切かつ円滑な審査の実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この内規において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- 一 是正事項　審査の結果、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）（以下「手続規則」という。）第十一条に定める設置計画（以下「設置計画」という。）に、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）等の法令に抵触する事項がある場合又は設置計画の内容が不明確である場合に、申請者に対して設置計画の修正を求める事項をいう。
- 二 改善事項　審査の結果、設置計画の改善を求める事項がある場合又は教育研究等の水準の維持向上のために設置計画を充実すべき事項がある場合に、申請者に対して設置計画の改善又は回答を求める事項をいう。
- 三 警告　審査の結果、設置計画の根幹に係る是正事項が付された場合であつて、設置計画を抜本的に見直す必要があり、審査を継続すれば「不可」となるおそれがあると認められるときに、申請者に対しその旨を伝達するものをいう。
- 四 最終判定　審査案件に関し文部科学大臣が認可することについて、「可」又は「不可」の判定を行うことをいう。
- 五 附帯事項　手続規則第十三条に基づく、認可を受けた者が設置計画を履行するに當たつて遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）及び充実することが望まれる事項（以下「助言事項」という。）をいう。

第三条 審査は、大学設置基準、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十ニ号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）（以下「大学設置基準等」という。）その他の法令に基づいて行う。

1 審査に當たつては、中央教育審議会の答申等を十分尊重するものとする。

2 審査の過程において、原則として、新たな意見を付し、又はより強い意見に変更することを行わない。ただし、審査の過程において、申請内容が変更若しくは追加された場合又は新たな事実が判明した場合については、この限りではない。

3 審査の過程において、原則として、新たな意見を付し、又はより強い意見に変更することを行わない。ただし、審査の過程において、申請内容が変更若しくは追加された場合又は新たな事実が判明した場合については、この限りではない。

4 審査は、書面、面接又は実地により行う。

5 分科会長が分科会に諮つて適當と認める案件については、審査過程の一部を省略又は変更して審査を行うことができる。

6 分科会長は、審査案件により審議事項を各審査会（特別審査会を含む。以下同じ。）に付託する。

7 分科会長は、審査案件に係る教育研究実施組織、教育課程等の審査を各専門委員会に付託する。

(組織)

第四条 審査は、審査案件ごとに以下の組織において行うこととする。

- 1 分科会
 - (1) 分科会は、次の各号に掲げる審査案件の最終判定を行う。
 - ① 大学又は高等専門学校の設置
 - ② 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
 - ③ 大学の大学院の設置　大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
 - ④ 高等専門学校の学科の設置
 - ⑤ 大学における通信教育の開設
 - (2) 分科会は、私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更についての審査案件の審査及び判定を行う。
- 2 審査会
 - (1) 各審査会は、1(1)①から⑤までに掲げる審査案件の審査を行う。また、必要に応じ、1(2)に掲げる審査案件の審査を行う。

(3) 通信教育の開設の審査については、通信教育に関し優れた識見を有する専門委員を配置して審査を実施する。

3 専門委員会

- (1) 各専門委員会は、1(1)①から⑤までに掲げる審査案件について、申請書に基づいて、教育研究実施組織、教育課程及び履修方法その他専門の事項について書面による審査を行い、その結果を関係の審査会に報告する。また、必要に応じ、1(2)に掲げる審査案件の書面による審査を行い、その結果を関係の審査会に報告する。
- (2) 各専門委員会は、基幹教員又は専任教員に関して、次の各号に掲げる資格審査を行ふ。

① 職位（教授、准教授、講師又は助教）及び授業科目の担当の適格性

② 大学院における「研究指導教員」又は「研究指導補助教員」の適格性

- ③ 大学設置基準別表第一イ備考第十号の規定に基づく実務の経験を有する者、専門職大学設置基準第三十五条及び専門職短期大学設置基準第三十二条に定める実務等の経験を有する基幹教員又は専門職大学院設置基準第五条の規定により専攻ごとに置くものとされる教員の要件及び基幹教員又は専任教員全体に占める割合

4 運営委員会

運営委員会は、審査会が作成した判定案の調整等を行う。

（守秘義務及び利益相反）

第五条 前条に規定する組織の構成員は、当該審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。前条に規定する組織の構成員でなくなった後においても同様とする。

- 2 前条に規定する組織の構成員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する案件又は自己の関係する学校若しくは学校法人等に関する案件については、当該組織における審査（書面、面接、実地の別を問わない。）に参画することができない。

第二章 審査

第六条 大学及び高等専門学校の設置に係る審査

1 審査期間

審査期間は、開設年度の前々年度の十一月から開設年度の前年度の八月までとする。ただし、必要があると認める場合には、開設年度の前年度の末日まで審査を行うことができる。

2 審査方針の決定

(1) 分科会又は運営委員会において、審査案件ごとに担当する審査会及び専門委員会を決定する。

(2) 分科会又は運営委員会において、大学、大学院の課程及び高等専門学校の目的に応じた審査の観点を定める。

(3) 分科会長が必要と認める場合に、参考人の委嘱を決定する。

3 全体計画審査・教員審査

(1) 専門委員会

- ① 認可申請書に基づき書面による審査を実施し、その結果を踏まえ、是正事項又は改善事項を付し、審査意見案としてまとめる。

(2) 教員個人調書に基づき書面による審査を行い、教員の資格を判定する。

- ① 設置構想を申請者から直接聴取するため、面接による審査を行う。（以下「設置構想審査」という。）

- ② 認可申請書及び専門委員会の審査意見案に基づき書面による審査を実施し、その結果及び①の結果を踏まえ、是正事項又は改善事項を付し、審査意見としてまとめる。また、審査意見を勘案し必要があると認める場合には、警告を付すことができる。

- ③ 申請者に対して審査意見及び教員審査の判定結果（警告を付す場合はこれを含む。）を伝達し、審査意見を踏まえた認可申請書の補正がある場合は、4の審査までに補正申請書の提出を求める。

4 第一次専門審査・教員審査

専門委員会

- (1) ① 認可申請書又は補正申請書に基づき書面による審査を実施し、その結果を踏まえ、是正事項又は改善事項を付し、審査意見案としてまとめる。

- ② 教員個人調書に基づき書面による審査を行い、教員の資格を判定する。

審査会

- (1) 認可申請書又は補正申請書及び専門委員会の審査意見案に基づき書面による審査を実施し、その結果を踏まえ、是正事項又は改善事項を付し、審査意見としてまとめる。また、審査意見を勘案し必要があると認める場合には、警告を付すことができる。

- ② 申請者に対して審査意見及び教員審査の判定結果（警告を付す場合はこれを含む。）を伝達し、審査意見を踏まえた認可申請書又は補正申請書の補正がある場合は、5の審査までに補正申請書の提出を求める。

5 第二次専門審査・教員審査

専門委員会

① 標正申請書に基づき書面による審査を実施し、その結果を踏まえ、是正事項を付す必要があるときは、審査意見案としてまとめる。

② 是正事項が付されない場合は、附帯事項の案をまとめる。

③ 教員個人調書に基づき書面による審査を行い、教員の資格を判定する。

(2) ① 是正事項が付されない場合、判定案を「可」とし、附帯事項案の調整を行う。

② 是正事項が付される場合（8(1)の場合を除く。）、判定案を「不可」とし、不可理由案を作成する。

③ ①及び②の場合、申請者に対して教員審査の判定結果を伝達する。

6 総合調整

運営委員会において、各審査会における審査結果の総合調整を行う。

7 判定

(1) 分科会において、総合調整を経た判定案に基づき、最終判定及び附帯事項を決定する。

(2) 分科会において、最終判定を保留して審査を継続する対象とする審査案件を確認する。

8 審査継続（保留）

(1) ⑤(2)において是正事項が付され、かつ、当該是正事項が次のいずれかに該当する場合は、一回を限度として、判定案の作成を保留し、分科会において、審査意見案を基に、是正事項又は改善事項を付し、審査意見としてまとめる。

① 校地又は校舎の整備が遅延しており、他の要件が全て具備されている場合

② 大学設置基準等に定める必要教員数に一名のみの欠陥がある場合で、他の要件が全て具備されている場合

③ 是正事項（①及び②に係るもの）への対応が必ずしも十分ではないが、再補正の上最終判定を行うことが適当であると認める場合

④ 形式要件の不備があり、若干の猶予によつて確実に補正がなされると期待される場合

(2) 是正事項が付され審査継続となつた場合であつて、申請者に対して審査意見及び教員審査の判定結果を伝達し、当該審査意見を踏まえた補正申請書の補正があるときは、(3)において準用する5の審査までに補正申請書の提出を求める。

(3) ①及び②の場合の審査手続は、5から7まで及び10を準用する。この場合、5の「第二次専門審査・教員審査」を「第三次専門審査・教員審査」と読み替えるものとする。

9 早期判定

(1) 各審査会は、3又は4の結果、是正事項又は改善事項が付されず、かつ、教員

個人調書に係る認可申請書の補正の必要がない場合、審査会における審査を終了し、分科会に判定案を「可」とする旨の報告を行い、分科会において、当該判定案に基づき、最終判定及び附帯事項を決定する。

(2) 各審査会は、3又は4の結果、設置計画書に不備があり審査を行うことが困難であると認められる場合又は設置申請の根幹に係る是正事項が付され、若しくは設置計画全般に多数のは正事項が付され、審査を継続しても「不可」となる蓋然性が高いと認められる場合又は3及び4の結果、いずれにおいても警告が付された場合には、審査会における審査を終了し、分科会に判定案を「不可」とする旨の報告を行い、分科会において、当該判定案に基づき、最終判定を決定する。

10 面接又は実地による審査

各審査会は3から5の過程において、設置構想審査及び書面による審査に加え、詳細な審査又は視認による確認が必要であると認める場合には、以下の観点に従つて面接又は実地による審査を行うことができる。

- i) 施設・設備の整備計画の進捗状況の確認
- ii) 審査意見への対応に関する説明の聴取

第七条 大学の学部等の設置等に係る審査

1 審査対象

- (1) 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
- (2) 大学の大学院の設置、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更

2 審査期間

- (1) 審査期間は、開設年度の前年度の四月から八月までとする。ただし、必要がある
- と認める場合には、開設年度の前年度の末日まで審査を行うことができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、国際連携学科等の設置等に係る審査の審査期間は次のとおりとする。

- ① 開設年度の前々年度の三月三十一日までに申請のあつたものについては、開設年度の前年度の四月から九月までとする。
- ② 開設年度の前年度の八月三十一日又は三月三十一日までに申請のあつたものについては、それぞれ、開設年度の前年度の九月から二月まで又は開設年度の四月から九月までとする。
- ③ 開設年度の八月三十一日までに申請のあつたものについては、開設年度の九月から二月までとする。

3
審査方針の決定

(施行期日)の決定については、第六条2の規定を準用する。

4
審査手続

審査手続については、第六条4から10までの規定を準用する。ただし、国際連携学科等の設置等に係る審査手続については、第六条6(同条8(3)で準用する場合を含む。)に規定する総合調整を省略して審査を行うことができる。

第八条 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更に係る審査期間

審査期間は、次のとおりとする。ただし、必要があると認める場合には、当該年度の末日まで審査を行うことができる。

- (1) 学則変更年度の前々年度の三月三十一日までに申請のあつたものについては、学則変更年度の前年度の四月から六月までとする。
- (2) 学則変更年度の前年度の六月三十日までに申請のあつたものについては、学則変更年度の前年度の七月から八月までとする。

3
審査手続

分科会において、認可申請書に基づき書面による審査を実施する。ただし、必要に応じ、関係する専門委員会からの意見の聴取又は大学等の設置等に係る審査に準じた審査を行うことができる。また、特に必要があると認める場合には、面接又は実地による審査を行うことができる。

判断

附 則

この内規は、平成二十年三月一日から施行する。

附 則

この内規は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則

この内規は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

この内規は、平成二十六年十一月一日から施行する。

附 則

この内規は、平成二十七年三月一日から施行する。

(施行期日)

1
この内規は、平成二十九年十一月七日から施行する。

(経過措置)

前項の規定にかかわらず、平成三十年度開設に係る申請及び平成三十年度に改正する収容定員に係る学則の変更に係る申請の審査については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成三十年九月二十八日から施行する。

2
この内規は、平成三十一年度開設に係る申請及び平成三十一年度に改正する収容定員に係る学則の変更に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成三十二年九月二十八日から施行する。

附 則

この内規は、令和三年十月十五日から施行する。

(施行期日)

1
この内規は、令和四年十一月十八日から施行する。

(経過措置)

前項の規定にかかわらず、平成三十一年度開設に係る申請及び平成三十一年度に改正する収容定員に係る学則の変更に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和五年二月二十八日から施行する。

(経過措置)

前項の規定にかかわらず、平成三十一年度開設に係る申請及び平成三十一年度に改正する収容定員に係る学則の変更に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和五年二月二十八日から施行する。